

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社フロントライン（以下「甲」という。）と、株式会社フロントラインに所属する過半数労働者の代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

#### 第 1 条

本協定は、派遣先において接客・販売業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

#### 2

対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

#### 3

甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### （賃金の構成）

#### 第 2 条

対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職手当、能力手当とする。

### （賃金の決定方法）

#### 第 3 条

対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「4」のとおりとする。

#### （一）

対象従業員の主たる業務が接客販売業務であることから、厚生労働省職業安定局長通達（令和 8 年度適用）に定める「販売店員」に該当すると判断する。

#### （二）

地域調整については、派遣先の事業所所在地が東京都内に限られることから、通達別添に定める地域指数「東京都」を用いるものとする。

#### （三）

時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第 5 条のとおりとする。

#### （四）

通勤手当の比較対象については、通達に基づき 1 時間当たり 79 円とし、合算により比較する方法とする。

(五)

退職手当の比較対象については、通達に基づき基本給等の額に5%を乗じた額とし、合算により比較する方法とする。

---

(賃金水準)

第4条

対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の条件を満たした別表2のとおりとする。

(一)

別表1の同種業務に従事する一般労働者の賃金と同等以上であること

(二)

各等級と能力・経験の対応は以下のとおりとする

- ・Aランク：5年
- ・Bランク：3年
- ・Cランク：0年

2

勤務評価の結果に応じ、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支給する。

---

(時間外手当等)

第5条

時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法令に基づき支給する。

---

(通勤手当)

第6条

通勤手当は実費支給を基本とする。

ただし単発就業の場合は日額800円を上限として支給する。

なお、通勤手当の時給換算額については、平均的な所定労働時間を基に算出し、通達に定める79円と同等以上となる水準を確保する。

---

(評価制度)

第7条

賃金決定にあたっては、半期ごとの勤務評価を活用する。評価は公正に行い、その結果に基づき賞与及び能力手当を決定する。

---

(賃金以外の待遇)

第8条

教育訓練、福利厚生その他の待遇については、同種業務に従事する通常労働者との均衡を考慮する。

---

(教育訓練)

第 9 条

教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練計画に従い実施する。

---

(その他)

第 10 条

本協定に定めのない事項については、労使で協議の上決定する。

---

(最低賃金)

第 11 条

本協定に基づく賃金は、地域別最低賃金を下回らないものとする。

---

(有効期間)

第 12 条

本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

---

令和 8 年 3 月 31 日

株式会社フロントライン  
代表取締役 早川 剛 印

過半数労働者代表  
丁字 由佳子 印

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与等の関係) 販売店員 (令和8年適用)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 (勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	販売店員	賃金構造基本統計調査	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086
2	地域調整	東京都 111.4	1,311	1,491	1,596	1,636	1,751	1,870	2,324
3	退職金(5%)合算後		1,377	1,566	1,676	1,718	1,839	1,964	2,441
4	通勤手当(79円)加算後		1,456	1,645	1,755	1,797	1,918	2,043	2,520

別表2 対象従業員の基本給、賞与の額  
(フロントライン所属の従業員の接客・販売業務のうち東京都地域における基本時給)

等級	職務の内容	基本給額	賞与額 (B評価・備考5)	通勤手当額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (別表1・通勤手当79円加算後)	対応する一般の労働者の能力・経験	
Aランク	上級販売員・・・想定店長クラス (店舗運営管理・在庫管理・売上計画・予算組)	1,681～	118	119	1,918～	≧	1,918	5年
Bランク	中級販売員・・・想定副店長クラス (店舗での接客・販売業務・店長代行業務・スタッフマネジメント)	1,568～	110	119	1,797～		1,797	3年
Cランク	初級販売員・・・想定一般販売補助 (店舗での接客・販売・サッカー業務)	1,249～	88	119	1,456～		1,456	0年

(備考)

- 1 通勤手当の時給換算額119円は、第6条のとおり甲の派遣労働者の平均的な就業時間6.75時間を参考に算出している。
- 2 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば基本給額の10%相当、B評価(標準)であれば基本給額の7%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の3%相当を支給する。
- 3 未だ勤務評価を実施していない又は継続勤務期間が半期に達しない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- 5 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。